

耐震診断・耐震改修を

③耐震シェルター設置支援事業

耐震シェルターを設置する工事または耐震ベットを設置する工事費用を補助します。

平成12年5月31日以前に着工した木造住宅で、次の要件を満たすものが対象です。

- ◎市が指定する木造住宅耐震診断で、改修前の上部構造評点が1.0未満と診断された住宅
 - ◎現在居住している住宅（改修後居住する予定の住宅も含む）
 - ◎補助金の交付決定後に着手し、令和3年2月26日(金)までに、市に完了実績報告書を提出できる工事であること
 - ◎過去に、小松島市または徳島県が実施する木造住宅耐震改修支援事業などの補助を受けた住宅でないこと
- 支援を受けるには、次の工事・活動を行っていただく必要があります。**

- ◎高さ1.5m以上の家具を固定する工事を併せて実施
- ◎啓発モニターとしての協力（シェルターの場合）
- ◎県登録の施工者等が施工

【受付期限】 令和2年11月30日(月)まで ※土日祝日は除く（申込先着順）

【補助金額】 耐震シェルター：補助対象工事費の5分の4以内（最大80万円）を補助します。

耐震ベット：補助対象工事費の5分の4以内（最大40万円）を補助します。

④住まいのスマート化支援事業

耐震改修支援事業または、耐震シェルター設置支援事業とあわせて行うスマート化工事費用を補助します。

平成12年5月31日以前に着工した木造住宅で、次の要件を満たすものが対象です。

- ◎市が指定する木造住宅耐震診断で、改修前の上部構造評点が1.0未満と診断された住宅
 - ◎補助金の交付決定後に着手し、令和3年2月26日(金)までに、市に完了実績報告書を提出できる工事であること
 - ◎過去に、小松島市または徳島県が実施する木造住宅耐震改修支援事業などの補助を受けた住宅でないこと
- 支援を受けるには、次の工事を行っていただく必要があります。**

- ◎ICTやAIを活用した設備を設置するスマート化工事

【受付期限】 令和2年11月30日(月)まで ※土日祝日は除く（申込先着順）

【補助金額】 補助対象工事費の3分の2以内（最大30万円）を補助します。

※補助対象工事につきましては、市住宅課までお問い合わせください。

⑤住宅の住替え支援事業

耐震性のない木造住宅からの建替えや住替えに伴う除却費用を補助します。

昭和56年5月31日以前に着工した木造住宅で、次の要件を満たすものが対象です。

- ◎市が指定する木造住宅耐震診断で、上部構造評点が0.7未満と診断された住宅
- ◎現在居住している住宅
- ◎補助金の交付決定後に着手し、令和3年2月26日(金)までに、市に完了実績報告書を提出できる工事であること
- ◎過去に、小松島市または徳島県が実施する木造住宅耐震改修支援事業などの補助を受けた住宅でないこと

支援を受けるには、次の工事を行っていただく必要があります。

- ◎住宅の全てを除却する工事
- ◎解体業者が施工

【受付期限】 令和2年11月30日(月)まで

※土日祝日は除く（申込先着順）

【補助金額】 補助対象経費の5分の2以内（最大30万円）を補助します。

民間建築物耐震化支援事業 木造住宅以外の建築物の耐震診断・耐震改修への助成

昭和56年5月31日以前に着工したもので、次のような民間建築物が対象です。

- ◎特定建築物（病院やマンションなど）
- ◎地震により倒壊した場合、市が指定する道路を閉塞させるもの
- ◎市が緊急一時避難所に指定したもの

【受付期限】 令和2年9月30日(水)まで

※土日祝日は除く

